

山口県報

令和7年
3月31日
(月曜日)

目 次

○人委規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……………一

地域手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則……………二

住居手当に関する規則の一部を改正する規則……………三

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則……………三

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………五

特勤手当等に関する規則の一部を改正する規則……………五

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則……………七

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則……………七

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則……………八

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則……………九



外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第六号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和六十三年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「通勤手当」の下に「、在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

地域手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

地域手当に関する規則の一部を改正する規則

地域手当に関する規則（昭和四十五年山口県人事委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「（支給地域）」に改め、同条中「とし、これらの項の人事委員会規則で定める公署は、小瀬川ダム管理事務所」を削る。

別表を次のように改める。

支 給 地 域	級 地
東京特別区	一級地
立川市	
東京都府中市	二級地
大阪市	
さいたま市	
千葉市	三級地
豊田市	
広島市	
福津市	四級地
金沢市	
岡山市	五級地

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。
(支給割合の特例)

2 令和十年三月三十一日までの間における一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号)第十条の二第一項及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)第十二条の二第一項の人事委員会規則で定める地域は、この規則による改正後の地域手当に関する規則の規定にかかわらず、附則別表に掲げる地域とする。

3 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第五号。以下「職員給与改正条例」という。)附則第七項及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第六号。以下「学校職員給与改正条例」という。)附則第七項の人事委員会規則で定める地域手当の級地の区分は次に掲げる区分とし、これらの項の人事委員会規則で定める割合は当該各号に掲げる級地の区分に応じ当該各号に定める割合とする。

- 一 二十パーセント級地 百分の二十
- 二 十六パーセント級地 百分の十六
- 三 十五パーセント級地 百分の十五
- 四 十四パーセント級地 百分の十四
- 五 九パーセント級地 百分の九
- 六 三パーセント級地 百分の三

4 職員給与改正条例附則第七項及び学校職員給与改正条例附則第七項の人事委員会規則で定める級地は、附則別表に定めるとおりとする。

5 職員給与改正条例附則第八項及び学校職員給与改正条例附則第八項の人事委員会規則で定める公署は、小瀬川ダム管理事務所とし、これらの項の人事委員会規則で定める割合は、百分の〇・一〇とする。

附則別表

支給地域	級地
東京都特別区	二十パーセント級地
大阪市	十六パーセント級地

東京都府中市	十五パーセント級地
豊田市	
さいたま市	
千葉市	十四パーセント級地
立川市	
広島市	
福津市	九パーセント級地
金沢市	
岡山市	三パーセント級地

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

扶養手当に関する規則の一部を改正する規則

扶養手当に関する規則(昭和二十七年山口県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第六条を第八条とし、同条の前に次の一条を加える。

(支給の始期及び終期)

第七条 扶養手当の支給は、職員又は学校職員が新たに職員給与条例第九条第一項の職員又は学校職員給与条例第十一条第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員又は学校職員がこれらの項に規定する要件を欠くに至つた日(人事委員会が定める場合にあつては、これらの項に規定する要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日)の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもつて終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、第五条第一項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員又は学校職員にその月額を変更すべき事実が生じたとき

は、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

第五条第二号中「前条第一項各号」を「第四条第一項各号」に改め、同条第三号中「前条第二項」を「第四条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第四条の次に次の一条を加える。
(届出)

第五条 新たに職員給与条例第九条第一項の職員又は学校職員給与条例第十一条第一項の学校職員たる要件を具備するに至つた職員又は学校職員は、任命権者が定める様式の扶養親族届により、その旨を速やかに任命権者に届け出なければならぬ。扶養手当を受けている職員又は学校職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があつた場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、任命権者において扶養の事実等を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

附則第三項中「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成二十九年山口県条例第三十六号）」を「一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第五号）」に、「第九条第三項」を「第九条第一項ただし書」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和四十九年山口県人事委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「職員給与条例第九条及び学校職員給与条例第十一条に規定する扶養親族で職員給与条例第十条第一項及び学校職員給与条例第十二条第一項の規定による届出がされている者に限る」を「職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）で他に生計の途がなく主として当該職員の扶養を受

けているもの並びに職員給与条例第九条第二項及び学校職員給与条例第十一条第二項に規定する扶養親族をいう」に改め、「（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を削る。

第四条中「（職員の定年等に関する条例（昭和五十九年山口県条例第一号）第十二条の規定により採用された職員を除く。）」を削り、「職員給与条例第十二条第三項又は学校職員給与条例第十四条第三項に規定する国家公務員等であつた者から引き続き」を「新たに」に改める。

第五条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において居住の実情を認定することができる場合として人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第六条第一項に後段として次のように加える。
前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第八条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十号

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（昭和三十三年山口県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「すみやかに」を「速やかに」に改める。

第八条第一項中「（次項）の下に」「第八条の四第二号」を加え、同項第一号中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改め、同項第二号中「交替制勤務」を「在宅勤務等手当を支給される職員、交替制勤務」に、「職員等」を「職員その他の職員」に、「平均一箇月当たりの通勤所要回数分」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数分」に改める。

第八条の三中「含む」の下に「。以下同じ」を加え、「平均一箇月当たりの通勤所要回数」を「一箇月当たりの平均通勤所要回数」に改め、「とし、これらの規定の人事委

員会規則で定める割合は、百分の五十」を削り、同条に次の一項を加える。
2 職員給与条例第十一条第二項第二号及び学校職員給与条例第十三条第二項第二号の人事委員会規則で定める割合は、百分の五十とする。

第八条の四第一号中「(職員給与条例第十一条第二項第一号又は学校職員給与条例第十三条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。))及び職員給与条例第十一条第二項第二号又は学校職員給与条例第十三条第二項第二号に定める額(以下「自動車等使用額」という。))の合計額が七万円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同条第二号中「一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては)」を「運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が二以上ある場合においては)」に、「自動車等使用額」を「職員給与条例第十一条第二項第二号又は学校職員給与条例第十三条第二項第二号に定める額(以下「自動車等使用額」という。))」に改める。

第九条の三第一項中「第三項各号に掲げる」を「第三項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に改め、同条第三項中「第十一条第四項」を「第十三条第四項」に、「第十三条第三項」を「第十三条第四項」に、「次の各号に掲げる通勤手当」を「一箇月当たりの運賃等相当額等(第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。))及び職員給与条例第十一条第二項第二号又は学校職員給与条例第十三条第二項第二号に定める額(第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。))の合計額(以下「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。))が十五万円を超えるときにおける通勤手当」に、「これらの項」を「職員給与条例第十一条第四項及び学校職員給与条例第十三条第四項」に、「当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間」を「その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間」に改め、同項第一号及び第二号を削る。

第十条第一項中「通勤職員が離職」の下に「(当該職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第十六号)第一条第一項に規定する県の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い県の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。))」を加える。

第十条の二第二項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改め、同条第二項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改め、同項第一号中「一箇月当たり

りの運賃等相当額等(第八条の四第一号に掲げる職員にあつては、一箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等使用額の合計額。以下この項において同じ。))が七万円」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に、「一箇月当たりの運賃等相当額等が七万円」を「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えていた場合 十五万円に事由発生月の翌月から支給単位期間等に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額の合計額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、零)

第十条の二第三項中「第十一条第四項」を「第十一条第五項」に、「第十三条第四項」を「第十三条第五項」に改め、「ときは、」の下に「人事委員会の定めるところにより」を加える。

第十条の三第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に、「第十三条第五項」を「第十三条第六項」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。))前から引き続き職員(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第五号)第二条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例(昭和二十六年山口県条例第二号。以下「改正前の職員給与条例」という。))第十一条第二項第一号及び一般職に属する学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年山口県条例第六号)第二条の規定による改正前の一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号。以下「改正前の学校職員給与条例」という。))第十三条第二項第一号に規定する一箇月当たりの運賃等相当額(この規則による改正前の通勤手当に関する規則(以下「改正前の規則」という。))第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除き、二以上の交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては、その合計額。以下「改正前の一箇月当たりの運賃等相当額」という。))並びに改正前の職員給与条例第十一条第二項第二号及び改正前の学校職員給与条例第十三条第二項第二号に規定する額(改正前の規則第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。以下「改正前の自動車等使用額」という。))の合計額が十五万円を超えている職員を除く。))に支給されている通勤手当のうち、交通機関等並びに

改正前の職員給与条例第十一条第一項第二号及び改正前の学校職員給与条例第十三条第一項第二号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等使用額の合計額が七万円を超える場合のものに限る。）で、施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第九条の三第一項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものについては、なお従前の例による。

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、各月における改正前の一箇月当たりの運賃等相当額及び改正前の自動車等使用額の合計額から七万円を減じて得た額（その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を、支給単位期間を一箇月とする通勤手当として支給する。

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十一号

単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

単身赴任手当の支給に関する規則（平成二年山口県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第三項並びに」を削り、「第十四条第一項及び第三項」を「第十四条第一項」に改め、同条第一号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第四条の二を削る。

第五条第一項中「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員は、人事交流等により給料表の適用を受ける職員となつた者」を「人事委員会規則で定めるやむを得ない事情は、第二条に規定するやむを得ない事情」に改め、同条第二項第一号中「次に掲げる事由の発生」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成十二年法律第五十号）第五条の規定による復帰」に、「事由発生」を「復帰」に、「当該事由発生」を「当該復帰」に改め、同号イ及びロを削り、同項第七号中「職員給与条例第十二条第三項若しくは学校職員給与条例第十四条第三項に規定する国家公務員等であつた者から人事交流等により引き続き」を「新たに」に、「事由発生」を「復帰」に改め、「伴い」との下に「第二条」とあるのを「前項」と、「」を加え、「当該事由発生」を「当該復帰」に改める。

第六条中「第四条の二に規定する法人」を「国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百十五号）第九条の二各号に掲げる法人その他の法人で人事委員会が認めるもの」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、任命権者において配偶者等との別居の状況等を認定することができるときは、人事委員会が定める場合には、同項の規定による届出を要しない。

第八条第一項に後段として次のように加える。

前条第三項に規定する場合においても、同様とする。

第九条第一項中「欠くに至つた日」の下に「（人事委員会が定める場合にあつては、当該要件を欠くに至つた日以降の日で人事委員会が定める日）」を加える。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の単身赴任手当の支給に関する規則第五条第二項第七号の規定は、この規則の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた者にも適用する。

（単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正）

3 単身赴任手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和四年山口県人事委員会規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項及び第三項を削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十二号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年山口県人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第十二条の二第一項」を「第十二条の三第一項」に改める。

第三条中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改める。

第四条第二項中「合算した額」の下に「(職員の定年等に関する条例(昭和五十九年山口県条例第一号。以下「定年等条例」という。))第十二条の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。))にあつては、現に受ける給料の月額)を加え、同条第三項各号列記以外の部分中「職員」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。))」を加える。

第六条を削る。

第七条第一項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改め、同条第二項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に、「に、」を「(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、現に受ける給料の月額)に、」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「職員」の下に「(定年前再任用短時間勤務職員を除く。))」を加え、同項各号中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改め、同条を第六条とする。

第八条第一項中「第十二条の三第一項」を「第十二条の四第一項」に改め、同条を第七条とする。

第九条第一項中「第十二条の三第二項」を「第十二条の四第二項」に改め、同条第二項中「第十二条の三第二項の」を「第十二条の四第二項の」に改め、同項第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「。」の下に「又は定年等条例第十二条の規定による採用(退職した日の翌日におけるものに限る。以下同じ。))」を加え、同項第二号中「職員給与条例第十二条の三第二項に規定する国家公務員等」を「国家公務員、一般職に属する学校職員の給与に関する条例(昭和二十七年山口県条例第六号)の適用を受ける学校職員、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年山口県条例第五十二号)の適用を受ける企業職員、単純な業務に雇用される者、他の地方公共団体の公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他これに準ずる法人で国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百十五号)第九条の二各号に掲げる法人その他の法人で人事委員会が認めるものに使用される者(以下「国家公務員等」という。))」に改め、「復帰等」の下に「若しくは定年等条例第十二条の規定による採用」を加え、同項に次の三号を加える。

三 定年等条例第十二条の規定による採用をされ、かつ、当該採用の日の前日に在勤していた公署に引き続き在勤することとなつた職員のうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、職員給与条例第十二条の四第二項に規定する新たに特地方公署又は準特地方公署に該当することとなつた公署に在勤する職員で、指定日前三年以内に当該公署に異動し、当該異動に伴つて住居を移転したものと定めるもの

四 定年等条例第十二条の規定による採用をされた職員で、当該採用の日の前日に職

員給与条例第十二条の四第一項又は第二項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当を支給されていたものうち、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、これらの項の規定による特地方勤務手当に準ずる手当の支給要件を具備することとなるもの

五 前各号に掲げるもののほか、前各号に規定する職員との権衡上必要がある職員として人事委員会が認めるもの

第九条第三項中「第十二条の三第二項の」を「第十二条の四第二項の」に改め、同項第一号中「職員給与条例第十二条の三第二項に規定する」を削り、「日又は復帰等」を「日、復帰等の日又は定年等条例第十二条の規定による採用」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に、「及び第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第三号中「公署が」を「公署が、」に、「日又は復帰等」を「日、復帰等の日又は定年等条例第十二条の規定による採用」に、「第七条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項に次の三号を加える。

四 前項第三号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第六条第一項及び第二項の規定により指定日以降支給されることとなる期間及び額

五 前項第四号に規定する職員 当該職員が同号の採用の日前から定年前再任用短時間勤務職員として引き続き勤務していたものとした場合に第六条第一項及び第二項又はこの項の規定により当該採用の日以降支給されることとなる期間及び額

六 前項第五号に規定する職員 別に人事委員会が定める期間及び額
第九条を第八条とし、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第三十二号。以下「整備等条例」という。))附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用職員」という。))については、改正後の特地方勤務手当等に関する規則(以下「改正後の規則」という。))第四条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項及び同条第三項並びに第六条第二項及び第三項の規定を適用する。

3 暫定再任用職員に対する改正後の規則第八条第二項及び第三項の規定の適用については、同条第二項第一号中「定年等条例第十二条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和四年山口県条例第

三十二号。以下「整備等条例」という。）附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項と、「退職した日」とあるのは「退職した日又は整備等条例附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定による採用に係る任期が満了した日」と、「以下同じ」とあるのは「以下「暫定再任用」という」と、同項第二号から第四号まで並びに同条第三項第一号及び第三号中「定年等条例第十二条の規定による採用」とあるのは「暫定再任用」と、同項第四号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員（整備等条例附則第六項、第七項、第十一項又は第十二項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）」と、同項第五号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「暫定再任用職員」とする。

4 改正後の規則第八條第二項第一号及び第二号の規定は、令和七年四月一日以後に定年等条例第十二條又は整備等条例附則第六項、第七項、第十一項若しくは第十二項の規定（以下「定年等条例第十二條等の規定」という。）により採用された定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）について適用する。

5 改正後の規則第八條第二項第三号の規定は、令和七年四月一日以後に定年等条例第十二條等の規定により採用され、当該採用の日前から引き続き勤務していたものとした場合に、同号の規定する異動をした日が同月一日以後である定年前再任用短時間勤務職員等について適用する。

6 改正後の規則第八條第二項第四号の規定は、令和七年四月一日以後に定年等条例第十二條等の規定により採用され、当該採用の日の前日に支給されていた一般職の職員の給与に関する条例（昭和二十六年山口県条例第二号）第十二條の四第一項又は第二項の規定による特勤手当に準ずる手当の支給要件を具備するに至った日が同月一日以後である場合について適用する。

7 改正後の規則の規定にかかわらず、令和七年四月一日から令和九年三月三十一日までの間において特勤公署で山口県の区域に所在するものに勤務する職員（定年前再任用短時間勤務職員等を含む。）には、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年山口県条例第五号）附則第八條の規定による地域手当の額の限度において特勤勤務手当は、支給しない。

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十三号

勤務一時間当たりの給与額に関する規則の一部を改正する規則
 勤務一時間当たりの給与額に関する規則（平成十三年山口県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
 第二項中「これ」を「及びこれ」に改め、「地域手当の月額」の下に「並びに在宅勤務等手当」を加える。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十四号

管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則（平成三年山口県人事委員会規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号中「採用された職員」の下に「（以下「特定任期付職員」という。）」を、「又は学校職員」の下に「（以下「特定管理職員」という。）」を加え、「当該職員又は当該学校職員」を「当該特定任期付職員又は当該特定管理職員」に改め、「号給又は」の下に「同条第三項（職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第二十条の規定により読み替えて適用する条例（平成四年山口県条例第一号。以下「育児休業条例」という。）第二十条の規定により読み替えて適用する条例（平成四年山口県条例第一号。以下「育児休業条例」という。））」の規定による」を加え、同号イ中「（職員の育児休業等に関する条例（平成四年山口県条例第一号。以下「育児休業条例」という。））」の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同条第二項中「第十六條の三第三項第一号」を「第十六條の三第三項」に、「第十七條の三第三項第一号」を「第十七條の三第三項」に改め、「は、」の下に「職員給与条例第十六條の三第一項又は学校職員給与条例第十七條の三第一項の」を加える。

第三条第一項に次の二号を加える。

三 特定任期付職員又は特定管理職員 次に掲げる当該特定任期付職員又は当該特定管理職員が受ける任期付職員条例第七条第一項の給料表の号給又は同条第三項の規定による給料月額に区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び七号給並びに任期付職員条例第七条第三項の規定による給料月額
六千円

ロ 五号給 五千円

ハ 二号給から四号給まで 四千三百円

ニ 一号給 三千五百円

四 任期付研究員条例第三条第一号の規定により任期を定めて採用された職員 次に掲げる当該職員が受ける任期付研究員条例第五条第一項の給料表の号給又は同条第四項の規定による給料月額に区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号給及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 六千円

ロ 四号給及び五号給 五千円

ハ 二号給及び三号給 四千三百円

ニ 一号給 三千五百円

第三条第二項を削る。

第七条を第八条とし、第六条を第七条とし、第五条を第六条とする。

第四条中「前条第一項第一号」を「第三条第一号」に改め、同条を第五条とし、第三条の次に次の一条を加える。

第四条 次に掲げる場合には、職員給与条例第十六条の第三第二項又は学校職員給与条例第十七条の第三第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした職員給与条例第十六条の第三第二項又は学校職員がした学校職員給与条例第十七条の第三第二項の勤務は、職員給与条例第十六条の第三第一項又は学校職員給与条例第十七条の第三第一項の勤務とみなす。

一 職員給与条例第十六条の第三第一項又は学校職員給与条例第十七条の第三第一項の勤務をした後、引き続き職員給与条例第十六条の第三第二項又は学校職員給与条例第十七条の第三第二項の勤務をした場合

二 職員給与条例第十六条の第三第二項又は学校職員給与条例第十七条の第三第二項の勤務をした後、引き続き職員給与条例第十六条の第三第一項又は学校職員給与条例第十七条の第三第一項の勤務をした場合

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。

(管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 管理職員特別勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則(令和四年山口県人事委員会規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「第三条第一項第二号」を「第三条第二号」に改める。

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十五号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(令和二年山口県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条中「額」の下に「並びに在宅勤務等手当」を加える。

第十一条を第十二条とし、第十条を第十一条とする。

第九条第一項第一号ハ(1)中「(常勤職員の例により算出した一箇月当たりの運賃又は料金(以下「運賃等」という。)の額に相当する額(以下「一箇月当たりの運賃等相当額」という。))及びロに定める額の合計額が七万円を超えるときは、その者の費用弁償に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、その額と七万円との差額の二分の一を七万円に加算した額に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額」を削り、同号ハ(2)中「一箇月当たりの運賃等相当額(二以上の交通機関等を利用するものとして費用弁償される場合にあつては)」を「常勤職員の例により算出した一箇月当たりの運賃又は料金(以下「運賃等」という。)の額に相当する額(交通機関等が二以上ある場合において)」に改め、同項第二号イ中「が三千三百三十三円」を「が七千四百四十二円」に、「一日当たりの運賃等相当額と三千三百三十三円との差額の二分の一を三千三百三十三円に加算した額」を「七千四百四十二円」に改め、同号ハ(1)中「が三千三百三十三円」を「が七千四百四十二円」に、「その額と三千三百三十三円との差額の二分の一を三千三百三十三円に加算した額」を「七千四百四十二円」に改め、同号ハ(2)中「二以上の交通機関等を利用するものとして費用弁償される場合にあつては)」を「交通機関等が二以上ある場合において)」に改め、同条を第十条とする。

第八条第二項中「第八条第一項各号」を「第九条第一項各号」に改め、同条を第九条とする。

第七条第一項中「第九条」を「第十条」に改め、同条を第八条とし、第六条の次に次の一条を加える。
(在宅勤務等手当に相当する報酬)

第七条 会計年度任用職員給与与条例第四条第一項第八号及び会計年度任用学校職員給与条例第四条第一項第八号の人事委員会規則で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 パートタイム会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は二親等内の親族の住居

二 宿泊施設の客室(パートタイム会計年度任用職員が当該客室の利用に係る料金を負担する場合に限る。)

三 前二号に掲げる場所に準ずる場所として任命権者が認めるもの

2 会計年度任用職員給与与条例第四条第一項第八号及び会計年度任用学校職員給与与条例第四条第一項第八号の人事委員会規則で定める時間は、次に掲げる時間とする。

一 会計年度任用職員勤務時間規則第九条に規定する祝日法による休日若しくは年末年始の休日又は会計年度任用職員勤務時間規則第十条第一項に規定する代休日に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)

二 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間

3 会計年度任用職員給与与条例第四条第一項第八号及び会計年度任用学校職員給与与条例第四条第一項第八号の人事委員会規則で定める期間は、三箇月とする。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第十六号

義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

義務教育等教員特別手当に関する規則(昭和五十年山口県人事委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

4,200	6,800	4,900	7,400
4,200	6,800	4,900	7,400
4,200	6,800	4,900	7,400
4,200	6,800	4,900	7,400

別表第一中

4,400	6,900	5,100	7,500
4,400	6,900	5,100	7,500
4,400	6,900	5,100	7,500
4,400	6,900	5,100	7,500
4,500	7,100	5,200	7,600
4,500	7,100	5,200	7,600
4,500	7,100	5,200	7,600
4,500	7,100	5,200	7,600
4,900	7,200	5,400	7,700
4,900	7,200	5,400	7,700
4,900	7,200	5,400	7,700
4,900	7,200	5,400	7,700
5,100	7,400	5,500	7,900
5,100	7,400	5,500	7,900
5,100	7,400	5,500	7,900
5,100	7,400	5,500	7,900
5,200	7,500	5,600	8,000
5,200	7,500	5,600	8,000
5,200	7,500	5,600	8,000
5,200	7,500	5,600	8,000
5,700	7,900	6,000	8,400
5,700	7,900	6,000	8,400
5,700	7,900	6,000	8,400
5,700	7,900	6,000	8,400
5,900	8,000	6,200	8,600
5,900	8,000	6,200	8,600
5,900	8,000	6,200	8,600
5,900	8,000	6,200	8,600

を

に改める。

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

附 則

7,500	7,100	7,500
7,500	7,100	7,500
7,500	7,100	7,500
7,500	7,100	7,500
7,400	7,200	7,500
7,400	7,200	
7,400	7,200	
7,300	7,200	
7,300	7,200	
7,300	7,200	
7,500		

令和七年三月三十一日
印刷
発行

発行人
所

山口県
知事
庁